

平成29年5月9日(火)
小川 敏夫(民進)

参・法務委員会
対法務当局(民事局)

1問 前回の質疑での確認になるが、売買の目的物に契約と適合しない部分があり、売主が追完義務を負う場合に、その追完に極めて多額の費用を要する場合でも、売主は現実に追完をしないといけないのか、法務当局に問う。

(答)

1 追完請求に関する規定の新設

改正法案においては、引き渡された目的物に契約との不適合があり、売主が担保責任を負う場合には、買主は、その修補や代替物の引渡し等の履行の追完の請求をすることができる旨の規定を新設している(第562条第1項)。

2 履行不能に関する規定の新設

他方で、改正法案では、債務が履行不能であるときは、債権者は、その債務の履行を請求することができない旨の規定を新設している(第412条の2)

現行法の下で、債務の履行に過大な費用を要する場合にはその債務は履行不能となり得るという解釈論が一般的であり、改正法案においても、それが前提である。

3 結論

したがって、売主が追完義務を負う場合において、その追完に極めて多額の費用を要するときには、履行不能に当たるものと解され、現実に追完をすることを要しないことがあり得ると考えられる。

平成29年5月9日(火)
小川 敏夫(民進)

参・法務委員会
対法務当局(民事局)

2問 追完に極めて多額の費用を要し、売主が現実には追完をしなくともよいケースがあるのであれば、そういったことについても、明文の規定を置くのが分かりやすいのではないか、法務当局に問う。

(答)

債務の履行に極めて多額の費用を要するときに、債務が履行不能となることは、売買における追完の場面に限らず、その他の契約に基づいて発生した債務等についても問題となるものである。

費用が多額となることを含めて債務の履行不能が問題となるケースについて、民法中の様々な債務ごとに規定を設けることは煩雑であり、また、網羅的に行うことには限界もある。

そのため、改正法案においては、第412条の2に一般的な規定を設けるにとどめることとしたものである。

平成29年5月9日(火)
小川 敏夫(民進)

参・法務委員会
対法務当局(民事局)

3問 売買の目的物に契約に適合しない部分がある場合における売主の損害賠償請求権と新設される追完請求権とは別の訴訟物であるのか、また、売買の目的物に契約との不適合があることを理由に、売主が訴えを提起して損害賠償を請求し、その請求が棄却された場合でも、売主は改めて新たな訴えを提起し、修補等の追完請求をすることができるのか、法務当局に問う。

(答)

1 訴訟物

いわゆる旧訴訟物理論に基づいて裁判実務は運用されているが、旧訴訟物理論の下では、請求権毎に訴訟物は別であるものと解されている。

そのため、旧訴訟物理論を前提とすると、売主の損害賠償請求権と修補等の追完請求権とは別の訴訟物になるものと理解している。

2 原則論

したがって、一般論としては、売主が訴えを提起して損害賠償を請求し、その請求が棄却された場合でも、売主は新たな訴えを提起して修補等の追完請求をすること自体が既判力に抵触することはないものと解される。

3 例外処理

もっとも、前訴と後訴で争点が共通するなど、後訴が前訴の蒸し返しであるようなケースにおいては、判例は、個別の事情を踏まえて、訴訟上の信義則等を根拠として、後訴の提起を許容しないこととし、紛争の適切な解決を図っているものと認識している。そして、売買の担保責任に関する紛争においても、このような枠組みの下で審理が行われるものと認識している(注)。

(注) 例えば、最判昭和51年9月30日は、後訴が実質的に前訴の蒸し返しであり、かつ、前訴において後訴の請求をすることに支障はなく、更に、後訴提起時は買収処分後訴20年を経過していた等判示の事情があるときは、甲の後訴の提起は、信義則に反し許されないとする。

平成29年5月9日（火）
小川 敏夫（民進）

参・法務委員会
対法務当局（民事局）

4問 売主が訴えを提起して損害賠償を請求し、その請求が棄却された場合でも、売主は訴えを提起して修補等の追完を請求することができないケースがあるのであれば、そういうことについても、明文の規定を置くのが分かりやすいのではないか、法務当局に問う。

（答）

ご指摘の問題は、売買の担保責任に関するケース以外にも、いわゆる請求権競合が問題となる事案などを含めて、民事の紛争に関して、広く生じ得る問題である。

また、ご指摘の問題は民事訴訟における既判力の範囲等に関する問題であるため、実体法規の中に規定を設けて解決するのは困難であると認識している。

そのため、ご指摘の請求権相互間における処理については、民法中に明文の規定を設けないこととしたものである（注）。

（注）なお、小川委員は、追完請求権として、複数の履行態様が想定される場合に関する改正法案による改正後の第562条の2第1項ただし書（買主に不相当な負担を課すものでないときは、売主は買主が請求した方法と異なる方法による履行の追完を可能とする）を参考に、救済方法相互間の問題についても規定を設けるのが分かりやすいと考えたとのことであった。

もっとも、これが追完請求権の履行態様についての特別な規定であると考えられることと比べると、ここで問題とされているのは明らかに請求権相互間の問題であり、ここについてのみ、かつ、民法中で、何らかの規定を設けることは適切ではないと考えられる。